

京都市立中学校条例の一部を改正する条例（平成19年3月28日京都市条例第53号）（教育委員会事務局指導部学校指導課）

中学校教育の充実及び向上を図るため、次のとおり中学校を設置することとしました。

名 称	位 置
京都市立洛友中学校	京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51番地の2

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月28日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第53号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「
| 京都市立七条中学校 | 京都市下京区西七条御領町32番地 |
」

を

「
| 京都市立七条中学校 | 京都市下京区西七条御領町32番地 |
| 京都市立洛友中学校 | 京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51番地の2 |
」

に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)